

保育料徴収基準額表の改定及び延長保育について

資料2

子ども子育て支援新制度の施行に伴う保育料の算定方法の変更等について(お知らせ)

平成27年4月から、子ども子育て支援新制度が施行されます。
新制度により、次のとおり保育料の算定方法・切り替え時期が変更になります。

変更点

- ① 市民税 所得割額を基に保育料を算定します。
(変更前は、所得税額を基に算定)
- ② 保育料の切り替え時期が、9月になります。(下図参照)
(変更前は、6月が切り替え時期)

保育料の切り替え時期(平成27年度の場合)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

4月～8月まで
平成26年度の市民税所得割額に
基づく保育料
(平成25年分の収入に基づく保育料)

9月～3月まで
平成27年度の市民税所得割額に
基づく保育料
(平成26年分の収入に基づく保育料)

保育料について

- ◎ 新制度の施行により、保育料の算定が所得税から市民税所得割額に変更となることで、保育料が増額となる場合には、本市独自の軽減措置を講じます。
ただし、収入の増加等により保育料が増額となる場合には軽減措置の対象とはなりません。
- ◎ 保育料については、裏面の「平成27年度 塩竈市利用者負担額表」をご覧ください。